

会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 令和5年度第4回会議
開催日時	令和6年3月28日（木）午後5時30分から8時00分まで
開催場所	田無第二庁舎4階会議室3
出席者	委員：鈴木委員、都築委員、廣瀬委員、長崎委員、多々良委員、漆原委員、行田委員、石井委員 事務局：吉田課長、森主係長、川野主任、亀田主事、沼上文化財保護専門員
議題	1 開会 2 協議事項 （1）西東京市文化財保存・活用計画の取組状況（令和4年度）について （2）第2期西東京市文化財保存・活用計画について （3）「西東京市登録文化財制度」について 3 報告事項 （1）下野谷遺跡の保存・活用について （2）文化財事業実施報告（埋蔵文化財、その他の文化財事業等） 4 その他 5 閉会
会議資料の名称	資料1 西東京市文化財保存・活用計画 取組状況（令和4年度） 資料2－1 第2期西東京市文化財保存・活用計画・計画概要版 資料2－2 第2期西東京市文化財保存・活用計画・計画概要版 資料3－1 西東京市文化財保護条例（案） 資料3－2 西東京市文化財保護条例施行規則 資料4－1 史跡下野谷遺跡追加指定告示官報 資料4－2 史跡下野谷遺跡指定範囲と新たな公有地の範囲 資料5 改訂版VR下野谷縄文ミュージアム（抜粋） 資料6 埋蔵文化財調査一覧・地点 資料7 文化財事業一覧
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
協議事項 （1）西東京市文化財保存・活用計画の取組状況について ○鈴木会長：事務局から説明をお願いします。	

- 事務局：（資料１に基づき説明）
- 廣瀬委員：令和６年度の取り組み内容は本資料に含まれているのか。
- 事務局：含んでいない。
- 廣瀬委員：令和６年度の取り組みに対してはどのような予定になっているのか。
- 事務局：予算が成立したことを受け、新年度になって各課へ照会を行う予定のため、第２回審議会の時期にはお示しできるかと考える。
- 都築委員：もう令和６年度は目前に迫っており、予算も確定している中で、これから照会をするのでは遅いではないか。
- 事務局：計画の執行状況に関する照会は、当課以外の他の部署でも同様のやり方で実施しているが、いずれも予算成立前に翌年度の取り組み内容について照会を行うやり方は採用されておらず、予算成立後に照会を行う方法で取りまとめをさせていただいているところである。
- 廣瀬委員：天神社の報告書の修正対応が遅れている点について、理由をこの場でお示しいただきたい。
- 事務局：修正の仕方、公開の方法の確認に時間を要している点に尽きる。時間がかかっている点についての問題意識は持っており、ご協力いただいた方々にも申し訳なく思っている。
- 廣瀬委員：審議会も含む多くの専門家が一所懸命に取り組んで作り上げたものに対してここまで遅くなっているのはおかしい。ぞんざいに扱われていることに他ならないと考える。市としての歴史や文化財の扱いについての考え方を明確に示してほしい。
- 事務局：本件については、深く反省した上で、やり方を見直して認識を改めていく。これまで多々ご指摘をいただいていた下野谷遺跡以外の文化財保護への取り組みも大切にしていることが伝わるように取り組んでいきたい。天神社の件もその中でしっかりと見直しさせていただく。
- 廣瀬委員：今の事務局は審議会委員の活用も十分に行えていない。これだけの専門家がいるのだから、その知見をしっかりと活用して確実な文化財保護の取り組みをもっと進めるべきだ。令和６年度予算の予算書も初めてみたが、下野谷遺跡への偏重が過ぎていることがありありとわかる。この点の認識を課長に問いたい。
- 事務局（課長）：対応が後手後手になっている点は申し訳ない。課内で対策を検討してまいります。
- 鈴木会長：ただいまの課長の言葉を信頼して、今後の取り組みを進めていただきたい。進めていく中での問題は、都度、審議会にも相談すること。

（２）第２期西東京市文化財保存・活用計画について

- 鈴木会長：事務局から説明をお願いします。
- 事務局：（資料２に基づき説明）
- 都築委員：今回の計画は、計画の策定委員としても会議に出席したが、現行の計画に比べ、関係者のヒアリングなどもしっかりと行い、よくまとまったと評価している。ただし、これをしっかりと実現していかないと意味がないため、足元を固めて取り組んでいくことを願います。

- 鈴木会長：文化財保存活用区域の設定には調査が重要になってくる。下野谷遺跡に関連する調査はだいぶ進んできているが、それ以外のものはまだまだだと思われる。しっかりと調査し、市民への還元を行ってほしい。また、調査の際は審議会委員の知見もぜひ積極的に活用を行うこと。
- 廣瀬委員：長期的な展望として、西東京市史の編さんも視野に入れ、少しずつ調査を進め、蓄積を行っていくべき。
- 石井委員：まちなか文化財で注意したいのは、例えば、災害があると、それまでごく普通にあったものが、急に文化財と言われたりするので、何が文化財かという認識を持っておく必要がある。そうしないと、あれも文化財、これも文化財となって、文化財の範囲が広くなり、曖昧になることが懸念される。指定、登録と合わせて、平時から考え方を整理しておくのがよいかと考える。
- また、取り組みのモデルをAからFで例示されているが、このすべてを同時に取り組んでいくのではなく、年度ごとに取り組むものを決めて重点的にすすめていくやり方を提言したい。
- 事務局：いただいたご意見も踏まえつつ、今後はこの計画に基づいて取り組み状況の進捗管理を審議会にお願いする形になる。都度、相談させていただきながら進められればと考えているため、引き続きよろしくお願いします。

（３）「西東京市登録文化財制度」について

- 鈴木会長：事務局から説明をお願いします。
- 事務局：（資料３に基づき説明）
- 廣瀬委員：将来的に市民の方に見せるときには単に条文を列記するだけでなく、フォントなどを工夫してわかりやすい内容にするべき。
- 事務局：承知した。
- 都築委員：公開を要請する一方で保存のためにかかる費用等の財政支援がないのに、現状変更の届出を求める規定となっており、指定文化財なみの規制態様のように見受けられる。対象の文化財を所有管理する人にとって、登録文化財にするメリットがないのではないかな。所有者・管理者にとってのこの制度のメリットは何か。
- 事務局：登録を受けることで公的に認知され、保護に関する機運も醸成できる点があげられるかと考える。
- 行田委員：具体的な支援がないと登録にすすまないものもでてくるかと考えられる。例えば、これまでの市の歴史の中では、当事者としては負の遺産と捉えているものもある。具体的には、御門訴事件などは、まさに田無の保谷の対立の歴史なので、それにかかわるものをあえて公開して費用面などの支援も何もなければ、あえて登録をしようという気持ちにはならないのではないかな。
- 事務局：ご指摘いただいた点は、対象文化財の所有者にとってのメリットという趣旨と解する。その趣旨に即して考えたときに、お示しした現状変更の規定は、確かに指定文化財比でゆるやかに文化財を保護していく

という制度の理念にもあっていないと思われるため、記載を見直しさせていただく。他方、メリットという話の中で、財政的支援についてはこれまでの審議の中でも限度をお示ししているところであり、登録文化財として求める公開の水準を十分に満たしている場合に指定文化財への移行検討を支援するなどのソフト面の取り組みで対応を図ろうとしてきているところ。

直接的に登録の対価として金銭を交付することは、現時点では難しいため、取り組み内容について検討を行っていくこととさせていただきたい。

- 長崎委員：指定文化財では経費を支援するという記載がある一方で、登録文化財では同じ記載が難しい点はわかった。そうすると、例えば、公開のときに当該文化財を保護するための展示ケースを貸与することなども非財政的な支援といえるのではないか。支援の方法について検討を進めていくことがよいと考える。
- 廣瀬委員：自宅で公開することに抵抗がある所有者について、貸与を受けて市役所庁舎や郷土資料室などで展示するような方法はあるのか。
- 事務局：制度として用意する予定。
- 多々良委員：その場合、破損などのときの責任をどうするのか、現状の考えを伺いたい。市で保険加入をするのか。
- 事務局：そうしたときのための保険加入は当然に必要なことと考える。しかしながら、その対象文化財ごとにどのような保険料設定になるのか等、詳細な点を予算化する方法などを考慮したときに、その保険契約者が市になるのかという点は検討が必要かと考える。他の部署の他の事業で参考になるかわからないが、例えばボランティア活動を行ってもらった際の傷害などに対応するためのボランティア保険については、参加者の自費で加入していただくケースもあり、そうした事例を参照しながら考えていくこととなると思われる。
- 多々良委員：やはりそこでも支援がないとなると、メリットという趣旨に合った制度設計にならないと思われるため。制度として運用するならば、その点も整理しておくべき点と指摘する。
- 事務局：承知した。支援の内容を検討するのは、具体的には規則の中かと考えている。本日、お示しした条例案の内容で審議会としてのご了承を得た後、ご指摘の点についても検討の上、ご審議いただくようにしたい。
- 石井委員：規則の中身を考えていくときに、支援の内容を具体的に提示すればよいと考える。
- 事務局：承知した。
- 長崎委員：現状変更と公開についての考えを整理して、先に進めるかを考えるべきではないか。
- 都築委員：条例案の中で、現状変更に関する部分を届出から報告へと変更するべきだ。国の登録文化財も報告となっている中で、これを市の登録文化財では届出とすることには違和感を覚える。

また、公開にあたっての支援の内容についても、例えば条例中に必要な支援をすることができる旨の規定を加えて、その上で規則に具体的な内容を盛り込むのがよいのではないか。

○事務局：ご提案いただいた方法で、条例案の内容を見直しつつ、規則にも着手できればと考えるが、審議会としてのご見解をお諮りしたい。

また、併せて、登録文化財制度創設後の運用まで考慮したときに、文化的景観をどのように保護していくかという点がテーマになることが考えられる。そのとき、現行の文化財保護条例では、保護の対象となる文化財の定義の中に文化的景観が入っていないことから、条例で定める文化財の定義まで改正を行うかという点についてご意見を頂戴したい。

○長崎委員：文化的景観については、国においても範囲などの定義が固まっていない印象がある。そのような中で一自治体が先駆けてこれを定めることは扱いきれない部分が出てくるのではないかと考える。

○事務局：具体的には、内外からの声を受け、屋敷林の保護を文化財の範疇として扱っていけないかという観点から伺った次第だが、他自治体の事例もなかなか見つけられない状況である。

○石井委員：まずは西東京市の登録文化財制度をこれまでの審議にそって創設し、運用していく中で必要な見直しをはかるやりかたでよいかと考える。

○鈴木会長：現状変更と公開に関する条例案の内容を都築委員から提案のあったとおり、現状変更については報告義務に、公開については支援ができる旨の規定追記に修正をするべきとの考えで当審議会の意見としてよい。また、その修正をした上で規則の作業に着手するということを認めてよい。

併せて、文化的景観については今回の条例改正作業では対象に含めない方針とすることでよい。

(異議なし)

○鈴木会長：ではそのように決定する。事務局は今後も作業を進めること。

○事務局：承知した。

報告事項

(1) 下野谷遺跡の保存・活用について

○鈴木会長：事務局から報告をお願いする。

○事務局：(資料4に基づき報告)

○都築委員：令和5年度買上げ地は、以前の発掘調査で遺物の出土が顕著であった点の近接地か。そうだとすると今回の既存建物の解体は支障がなかったか。

○事務局：当該地は、遺物の出土が顕著であった地点とは別。道路との境界のすぐ下に保護層があるため、解体にあたっては立ち会いのもとで慎重な実施を指導した。

※資料5については質疑なし。

（２）文化財事業実施報告

- 鈴木会長：事務局から報告をお願いします。
- 事務局：（資料６及び資料７に基づき報告）
- 長崎委員：資料６の番号２の調査については、この後の流れはどう予定されているか。
- 事務局：今回の調査は史跡の範囲を確認する調査である。今後、開発に伴い土地所有者等から文化財保護法第93条の届出を出してもらい、それに対する対応を行っていくこととなる。

４ その他

- 鈴木会長：それでは、全体を通して何かあるか。
- 事務局：令和６年度の審議会４回分について、一度に日程調整をしたいと考えている。後日、日程調整の連絡を行う。
- 鈴木会長：以上をもって、令和５年度第４回会議を閉会する。